



という語弊があるかも知れませんが、威嚇するような態度で、こういう規定を設けることは、もつてのほかに、絶対反対しなければならぬという立場から、この罰則の削除をしなければならぬという修正意見であります。

それから、その次の第九条の、今読み上げました列挙された問題であります。この原案によりますと、第三条において「青年学級は、勤労青年の自主性を尊重し、且つ、勤労青年の生活の実態及び地方の実情に即応して、開設し、及び運営しなければならぬ」と、一応規定されておるので、当局の説明によりますと、こういうように実際に運営するのであるから、いまさら審議会あるいは運営委員会等には必要である。こういうことを説明されておるのでありますが、しかしこの条文全体を見まして、ほんとうに第三条に示してあるような、自主性を尊重して運営ができるような運営規定というものは、見当たらないのであります。このことは、実際に今実施されておるところの青年学級制度が、自主的に運営されておるから、規定は設けなくても、その通りを実施させるのだと、こういう説明もあつたのであります。ところが、そうであるならば、なおさらこの際こういう新しく振興法として設けるものに、明確に、自主的に、しかも民主的に運営される規定を設ける必要がある。ことに、この青年の自主性をたつとぶ点から、青年の代表者、受講者もしくはそれに関連した代表者というものの、十分納得の行く相談の上に、これの運営をすべきものであるということを、強く主張しなければなら

ぬと思つてあります。ただ、こういうことは最も必要ではあるけれども、実際の運営について、他の法規の関係や、いろいろなものに支障があることと申されるのであります。しかしながら、現代の青年が危惧いたしておる点は多々あると思つてあります。すなわち今の社会組織、あるいは農村における実態というものは、やとともすると保守的な、いわゆる頑迷固陋な考えから、本人は正しいと思つておつても、時代の進歩の目から見ますと、きわめて逆コース的な考えをもつて青年に臨もうとする空気がなしとはいへないであります。そういうようなことがあつた場合においても、青年はこの運営について公式な発言権がないなどということは、現代の民主主義社会において許すべきものでないという考えから、実際に運営されておると称されるものを、われわれは法文化として、正しく青年を指導し、正しく青年が、あらゆる面で社会に貢献されるところの精神の涵養を、みずから手で、みずからの方角をきめながら進めて行くことが、最も正しいと考へまして、実施の点において多少の支障がないとは、私も考へませんけれども、そういう点を克服しながら、時代の事情等を関係者に十分に納得させて、青年の意思を尊重することを公式に認めながら、青年学級の振興をはかりたいと考へるのであります。

そういう事由によつて、われわれの修正点は、すなわち大きいところは二つの点であります。一つは罰則を削除する。それから青年がみずから参画したところの運営委員会を設けて、民主的な、自主的な運営をさせるという点

なのであります。何とぞ各位の御賛成を仰ぎたいと思つてあります。

○辻委員 本案並びに前田榮之助君提出の修正案に対して、質疑があればこれを許します。相川勝六君。

○相川委員 私どもの意見は、修正を要するかどうかを考へる前に、御提出になつた法案の運用において、実行できやしないかと思つてあります。修正に多少関係がありますので、質問いたします。

青年学級の目的は、この振興法によつてよくわかりますように、産業の振興に寄与し、国家社会の有為な形成者の育成に寄与するということが載つております。そこで今地方においては、父兄も青年も、いわゆる自主的にこういう希望を持つております。それは現在の学校教育が、きわめて観念的であつて、地方の産業に寄与することが非常に少ない。ゆえに何か地方の実態に即するような産業教育をやりたい、こういう気持がある。そこで私は考へまするに、この青年学級の運用においてそういうことができる。たとえば山村地帯になりますと、しいたけの栽培をもう少し研究をしたい、あるいは木炭の製造をもつと研究したい、あるいは畜産の方について、もつと進んだ、実際に生活に即した教育を受けたい、そういう要望が大分あるのです。そういうところでは、教簡村連合して、何かそういう常設的な、自治的な教育施設を置きたいというような気持が大分あります。われわれも大分その希望を受けております。従つて、この青年教育の学級の運用によりまして、一村だけではできないことを、まったく同じ産業生活に属しておる地方の連中が、何か青

年学級の連合というふうなもの、各町村が実施主体になりますけれども、しかし実際に運用するのは連合してやる。そうして適合して講師を雇つて、農閑期あたりにやる、こういうことができれば、非常に地方民は喜ぶ。産業教育、青年教育の眼目もそこにあるのではないかと。要するに問題は、一村でやれないのを、教簡村が連合して、青年学級の運用をやつて行く、こういうことを御提出になつた法案の運用においてできないか。修正までしなくても済むのではないかと。この点をちよつと伺いたい。もし運用で、できないならば、修正まで行つてもらいたいという希望を持つております。

○寺中政府委員 ただいまのお話は、実情に即したやり方といたしまして、まことに適切な方法であると思つてあります。それには地方自治法二百八十四条によりまして、町村はその事務の一部を共同処理するための一部事務組合をつくりまして、これによりまして、その組合の行います青年学級という形でやります方法が一つ。それからもう一つは、かりに三つの青年学級が、各町村ごとにあるとすれば、これを事実上の合同授業として実施するといふ、二つの方法のいずれでもやれると思つてあります。その際、これが本法の第十八条の条件にかなうようなものであれば、これは国庫補助の対象になり得ると考へます。

○相川委員 政府のお考えよくわかりました。今の法律による町村の組合でつくつてやるべきか。あるいは場合によつては、組合でやらないで、連合体でやる。その場合には、文部省では、これを相当重視して、助成する

ことをお願いしたいと思ひます。

○寺中政府委員 そういふ計画がありました際には、補助ができるようにいたしたいと考へております。

○野原委員 ただいま社会党の右派から修正せられました点について、いささか文部省に連係がございますので、御質問申し上げたいと思つてあります。それは第一は、青年学級の教科書についてでございますが、この点はどのようにお考へになつておられますか、お尋ねしたいと思ひます。

○寺中政府委員 青年学級の教科書につきましては、別に政府において、それに適するものを編集頒布するというようなことも考へておりません。各青年学級ごとに、その青年学級に即して関係者が編集をするなり、あるいは編集されて売られ出されておるものを採択して、これを使うなりするやうな方法で、教科書を使うことになつて思ひます。

○野原委員 関係者が編集をするなり、採択をすると申されましたが、その関係者とは、どういふやうなものをさすのでございませうか。

○寺中政府委員 これは第三条の精神によりまして、青年の自主性に基いて運営がなされるのであります。そういう意味で、やはり法律的に規定するのはどうかと思ひますが、事実上の青年学級運営委員会を持つておるのでありますから、そういうところで、これが編集あるいは採択について相談をいたしましたし、その結果、これを使用するといふ形になつて思ひます。

○野原委員 そういたしますと、青年学級運営委員会が編集し採択したものであれば、文部省としては、どのやう

なことがあつても文句を言わない、  
ういうように受取つてよろしいのです  
か。

○寺中政府委員 大体の方針はそう  
ありますが、ただ第十一條にありますが  
禁止行為に触れないような意味で採  
られる限りは、文部省としては何ら異  
見はございません。

○野原委員 私は、実はあるところ  
から承つたのでございますが、本年の三  
月、文部省は、青年学級予算として十  
三億四千万円を計上したというのだ  
うでございすが、これは事実でござ  
いますか。

○寺中政府委員 予算要求の資料とい  
たしまして、そういう点を研究したこ  
とはございすが、

○野原委員 その際、十三億四千万  
の内訳でございすが、その半額はテ  
キスト代として考へておられたと承  
つておりますが、ほんとうでござい  
ますか。

○寺中政府委員 そういふことにつ  
いて、研究をいたしておつたことは  
ございすが、

○野原委員 なぜ私はこういふこと  
をお尋ねするかと申しますと、先般、  
学校教育法の一部改正の際に、私は、  
学校教育の面において、大臣は教科書  
を国定にする意思があるのではないか  
という疑念があるから、お尋ねをする  
といふことを申したのであります。そ  
の大臣としては、そのようなことは毛  
頭考へていないといふことで、了解  
したのでございすが、ただいま寺  
中局長の答弁を聞いてみますと、今日  
青年学級の教科書が、国定として出  
されてはおりませんけれども、すでに本  
年の三月、十三億四千万円の予算を計

上した際、その半額はテキスト代とし  
て充てられたところから考へて  
みるならば、学校教育の面におい  
ては、国定教科書にすることは、大きな  
抵抗があるので、これを社会教育の面  
から、ぼつ／＼統制して行こうとい  
う意図がないとは申されない。このこ  
とに対する局長の御見解を承りたいと思  
います。

○寺中政府委員 ただいまも申し上げ  
ますように、青年のためのテキストを  
配付することについて、研究をいたし  
たのであります。その際といへど  
も、青年学級の教育につきまして、統  
制的な国定教科書を出して、すべて一  
律の教育でこれをやろうという意味で  
あつたのではないのでありまして、た  
だ勤労青年は、経済の点においては、  
非常に気の毒な環境にあるのでありま  
すから、テキスト代も払えないとい  
うようなことであれば、気の毒だから、  
それを無料で頒布するといふような意  
味で、そういうものを考へたらどうか  
といふことを研究したのでありまし  
て、その頒布をいたす方法といたしま  
しても、非常に種類の限定されたもの  
を、統制的に全国へ出すといふのでは  
なくして、非常に広い範囲におきま  
して、自由に選択ができるという形にお  
いて、ただその代金だけを国の方で負  
担するならば、勤労青年にとつて、相  
当の福音であらうといふふうな意味で  
考へたのであります。しかしこの点  
は、今日の措置としては成立してい  
ないのであります。

○野原委員 経済的な面からお考へに  
なられたといふことは、私も了解いた  
します。しかしながら、国定教科書の  
問題は、これを合法的に国定教科書に

しようといふ場合に、このことに対す  
る非難としては、思想統制といふこと  
をよく言うのでございすが、それに対  
する反駁として出て来るものは、先日  
も討論の際に、自由党の中からすで  
にこれは出ておりますが、子供の経済  
的な負担、父兄の負担といふものを考  
えてやらなければならぬといふ反駁が  
出ておるのです。あなたも、ただいま  
そういうことを仰せになられたので  
ございすが、経済的な問題は、  
別途考慮をされたいのであつて、  
そのことからただちに教科書を国定に  
しようといふような考へ方を、一時  
的にせよお持ちになられたところに、  
私も、青年学級といふものは、こ  
れは何かの役に立たせる統制的なも  
のに打立てようとする意図があるの  
ではないかと、つくところの理由  
にもなるのであります。従つてこの  
ことは、今後とも大いに反省なり、考  
えをされるように、私は要望いたして  
おきます。

そこで、時間がないので、委員長か  
らもうたいへんせき立てられております  
から、大臣に二、三御質問申します。  
この質問は、昨日あるいはその前の文  
部委員会、大臣は、日本の憲法と教  
育の中立性との関連について、御見解  
を示されたのであります。高津委員の  
質問に対する御答弁がありまして、私  
が、数日前確認を求めたその中で、こ  
のようなことを申されております。再  
軍備の問題は、政治的論争の中心題目  
になつてゐるから、再軍備反対を教育  
することはいけません。こう仰せられて  
いるのでございすが、そういたしま  
すと、結局、政治的論争の中心題目に  
なつてゐるものは、一切教育してはい

けない。このように受取つてよろし  
うございすが、お伺いします。

○大達國務大臣 これは具体的の場合  
について、その個々の場合に判断しな  
ければならぬものであると思つたので  
あります。政治問題であるから、それ  
を取上げてはいけません。こう一口に言  
えないと思つたのであります。たとえ  
国民の生活を安定しなければならぬ。  
これは政治的にもやましく言われて  
おる。しかしそれを主として、具体的  
に各党が主張を別にして争つてゐる  
いうわけではない。でありますから、  
そういうことを言つてもさしつかえな  
いと思つたのであります。ある一つの  
重要な政治問題をめぐつて、各党各派  
がおの／＼の主張のもとに論争してお  
る。こういう場合に、そのいづれかの  
政党的主張を教える。いづれかの政  
党に片寄つた教育が行われる。これが、  
この十一條の趣旨に沿わない。こうい  
う意味を申し上げたのであります。

○野原委員 その辺が実は非常にデリ  
ケートでございまして、先日も文部次  
官から、教育の中立性についてという  
通牒が、教育委員会に出されてお  
ります。従つてただいま大臣は、具体的  
な問題について考へなければ、何とも  
言えないと仰せられますけれども、し  
ながらあるときにはあなたは、政治  
的論争の中心題目はいいけないのだ、と  
ころが国民生活の安定をやれといふ  
うなことはかまわないといふことで、  
実は非常に全国の教師諸君が、その基  
準について迷ふと思つたのであります。  
そこで、私は事のついでに、大臣に対  
して具体的な例を申し上げて、御意見  
を承りたいと思ひます。

まず第一は、今日政治的論争の中心  
題目となつておりますMSAにつ  
いて、教師が、MSAの援助を受けるこ  
とは、これはわが国にとつては問題が  
ある。こういうような教育をしたとし  
ます。これはいかがでございすが、  
○大達國務大臣 MSAの援助を受け  
るといふことは、わが国にとつては一  
つの問題である。またこれについては  
各党の間に議論がある。こういうこと  
を言うことは、さしつかえないと思  
つたのであります。その程度であれば、  
さしつかえないと思ひます。

○野原委員 それでは保安隊につ  
いて、保安隊は軍隊であるかないかが問  
題になつておりますね。ある者は軍隊  
であると言ひ、そして自由党は軍隊  
でないと言ひ申されておるのでござい  
すが、保安隊は軍隊でない、こういう教  
育を教師がしたらどうなりますか。  
○大達國務大臣 保安隊が軍隊であ  
るかないか、これはまあ認識の問題だ  
ろうと思つたのであります。それが軍  
隊である、あるいはないかという判断の問  
題が、すぐ政治の問題に直結をして  
おるのでありますから、やはりさうい  
うことを言うことは、片寄つた教育に  
なる、こう思ひます。

○野原委員 非常に困るのですがね。  
実は生徒から質問を受けるのです。こ  
のころの生徒といふものは、高等学校  
あるいは中学校以上くらいでも、相当  
政治については関心を持つております  
から、先生、保安隊は軍隊であるの  
ですか、ないのですか、という質問を  
受けたときに、先生は口をつぐめと大  
臣はおつしやるのでございすが、お  
尋ねいたします。

○大達國務大臣 私の申し上げたの  
は、そり一々の言葉の言い方というよ

うなことに拘泥している意味ではないのであります。そういう場合でも、先生に意見を聞かれれば、これについては問題がある。軍隊であるという人もおるし、軍隊でないという人もおる。こういう紹介をすることは、もちろんさしつかえありません。また先生が、その質問に対する限り、自分は軍隊であると思う、あるいはないと思うという程度のことを言つたつて、私はさしつかえないと思うのであります。ただ昨日も申し上げましたように、これがある党派の主張を、客観的に見て、青年学級がある党派の道具になつていような感じがする、あるいはまた、まるで政談演説会のような観を呈する、これが困るというだけあります。

○野原委員 そういたしますと、保安隊は軍隊であります、あるいは保安隊は軍隊だと思ふ、このように教師が断定してもさしつかえないと、こう受取つてよろしいのでございますね。

○大達國務大臣 それを一言言うくらいはさしつかえないのであります。つまりその空気が政談演説式になつては困ると、こういうのです。つまりこれを軍隊なりとして、はなはだ不都合である、こういう党派の主張を青年学級において徹底させるという客観情勢であれば、これは困る、こう思ふのであります。

○野原委員 教師は、少くとも子供に話したことについては責任を負わねばならぬのであります。いやしくも保安隊は軍隊である、このように断定をした以上は、軍隊であるところの証拠を子供に對して与えなければならぬのが教師の役目であり、ところが今大臣の御答弁を承つておりますと、

保安隊は軍隊であると思ふとか、ないと思ふとかいうことはさしつかえないが、それ以上つたんでは困ると、こゝう言われますが、あなたは文部大臣として、一体教師は結論的なものだけを与えて、その理由を示すな、こゝう仰せられるのですか。もう一度あなたの御見解を承りたい。

○大達國務大臣 これは先ほど申し上げたように、具体的な客観情勢に基いて判断をしなければならぬので、そゝう、一口こゝう言つたことがいいか悪いとかいふような設例に對しては、お答えがなかつたかと思ふので、青年学級において、ある特定の政党の主張を鼓吹する意味において、もしくはそういう政治的な意図、意思をもつて教育が行われる、こゝういふことはいいない、かように御了解をお願いしたいと思います。

○野原委員 これは大事なことでありまして、実は大臣がこの教育の中立性についての御意思が表明せられてから、全国の教師諸君は憤りでおのゝす。少くともあなたの責任で教育委員会に通牒を出された以上は、私もこれを究明しなければならぬ。この点はどれだけの時間をかけても、私は納得が行かない以上は、本日の委員会できなければならない、また次の委員会で申し上げますが、重ねてお尋ねをいたしたいと思います。(それは一般行政だ「質問はきのう済んでゐる」と呼ぶ者あり)特定政党の主張だといふような、政治的意図云々と大臣は仰せられますが、一体この教師の発言した言葉といふものは、政治的意図があつたか否か、こゝういふことは、これは主観の問題であ

つて、非常にむづかしい。教師に言わせれば、政治的意図はなかつたと言ふし、あるいは政府に言わせると、それは政治的意図を言つたのではないかとこの断定が下される。そういうところから、私も基礎を客観的に求める必要があるといふので、少くとも日本の憲法に規定し、日本の憲法が肯定し、指示しておるところのものは、こゝれは妥当である、憲法に抵触するものはいけなかつたといふところから、再準備反對に對する大臣の御見解をただしたのであります。ところが、依然として進展をしない。そこで大臣のようなお考えでございしますと、今日の教師は時事問題についての公民教育といふことは不可能になることを、あなたはお知り願ひたい。何となれば、教師は何らの所見も、信念も開陳できないのです。時事問題について生徒から質問された場合、たとえばMSAについて、MSAは日本の経済の復興に貢献すると内閣は言つておる、反對側はさうでないと言つておるが、先生どうな

んですかと、こゝういふ問題が出されたら、これは大きな、政治的な公民を育成する立場から、教師はこれをテーマとして討論をさせ、指導して行かなければなりません、指導して行かなければならぬ、うづかり指導する、政治的論争の中心題目に触れたといふので首になつたり、戒告をされたら、これはたまつたものじやない。こゝのこの限りを、はつきりお示し願ひない以上は、事教育の中立性についての云々を私はやつてもらいたくない。この点に對する御信念がいまだに私はできていないように思ふのであります。そこで時事問題についての教師の指導の限界といふものを、ただ

いま私の申し上げたような立場から、どのようにお考えなのか承りまして、時間がないようですから、一応質問は打ち切ります。

○大達國務大臣 御承知の通り、教育基本法第八条には、わが国の教育の根本の問題として、教育の中立性といふものを書いてあるのです。従つて、この間通牒を出したといふことによつて、教職員に非常な不安を与えたと、あるいは萎縮させるといふ意味のお言葉でありましたが、これはあの通牒によつて新しいことを言ひ出したのではないのであります。わが国の教育の基本として、すでに教育基本法に書いてあるその重大な原則を示して、注意を喚起したにすぎないのであります。あの通牒は、あれ自身が新しく始まつたものでも何でもありません。そこで教育基本法の解釈として、どういふ教育は一派に片寄つたことになるか、これは解釈の問題としては残りましよう。しかしながら、こゝういふ中立性といふ基本的な原則が打立てられておることは間違いないのであります。私は政治問題に關するある特定の政治的主張を鼓吹するといふ事実が客観的に見れば、これは片寄つた教育であり、学校教育においては教育基本法に触れるものである、かように考えておるのであります。先ほど私は、さういふ意思をもつて云々と申しましたが、これはなるほど主観的な問題であつて、本人がこゝういふ意思はなかつたと言へばそれまでといふ、これもごもつともであります、しかし各種の刑罰法令等におきまして、一定の目的を持ち、一定の意思を持つてやつたといふことが犯罪構成の前提になつておる

場合がきつめて多いのであります。(その判断がむづかしい)と呼ぶ者あり)これは結局その情勢によつて認定する以外にないのであります。最後のところに来れば、裁判官の認定にまつよりほかはない、こゝういふことになると思ふのであります。

○辻委員 これにて本案並びに前田榮之助君提出の修正案に對しましての質疑を打ち切りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員 御異議なしと認めます。よつて質疑は打ち切ることと決しました。これより本案並びに前田榮之助君提出の修正案を一括して討論に付します。天野公義君。

○天野委員 私は政府提案の青年学級振興法案に賛成をし、前田榮之助君提出の修正案に反對をして、自由党の意思をこゝに表明するものでござい

ます。本法案の骨子とするところは、全国の勤労青年の向学心の要望にこたえたものであると考えるものでございまして、その賛成の第一点は、現在各地に自主的に、自然発生的に行われておりますこの青年学級を法制化したしまして、そしてこれについて国庫の補助を受けるようにいたしました。これによつて勤労青年の要望を大幅に満たすと同時に、地方の財政負担を援助するといふことにもなるわけでござい

第二の賛成の点は、非常に自由な形においてこの青年学級が開設され、市町村が開設する場合のみならず、その他の団体においてもこれが自由に開設できるといふやうなぐあいになつてお

るのでございまして、職場におきましても、また僻村におきましても、また山の中におきましても、この要望によつて青年の向学心が満たされる。これによつて勤勞青年の教養の向上、またさらには産業教育の面にも、大いに資することができると考えるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

年に対しまして、ここに新しく国が若干の助成をして、この青年学級を軌道に乗せて行くという事は、地域において活動しております青年団の活動と相まつて、非常に国家として喜ぶべきことであると考えるのであります。ただ問題は、青年学級の発生過程に見ましても、青年団が中心となつてこれが運営をせられて来た。あるいは、いろいろなその他のリクレーション及びあらゆるものが、青年団活動としてとられた。そのときに、これが特に取上げられて、そうして法的な裏づけを持つて、補助を国家が出してやるということとは、まことに意義のあることであ

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

政府は執行にあたつてこの点を特に留意せられて、自主性をそなわれないようにお願ひいたしたいと存じます。なお罰則の規定につきましても、改進黨といつても必ずしもその必要を認めてはおりません。しかしながら何と申しましても、現在の日本は独立をしたと申しましても、非常な思想的動搖期にありますので、必ずしもすべての青年学級が私どもの考えるがごとき順調な道をたどるものとも保証しきれないものがあります。そこで万一に備えてこういうものを置くこともまたやむを得ないという観点に立ちまして、原案を支持することにいたしました。

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第一、法案第三条の基本方針には、「勤勞青年の自主性を尊重し」とうたつてゐるのであります。それは第十八条による財政援助を理由として、地方教育委員会が開設の許可権、廢正権を持ち、地方自治体が議会の議決を条件として開設権を持つよう規定づけられていることは、青年学級の研究サークルとしての自主性を踏みにじるものであり、教育委員会、地方議会による外部的拘束力を加へることによつて、地方権力の青年運動に対する統制、あるいは一部のボス等による不当なる介入、弾圧の危険性をはらみ、発生当初の青年学級の趣旨に反し、青年の自主性を踏みにじり、自主的研究の意欲を喪失させる結果を来すことになると思ふのであります。

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三、申すまでもなく、社会教育としての青年学級は、青年の自主的意欲の決定に基いて、青年自身が行うべきでございまして、外部的拘束を加へるべきではありません。しかるに青年学級を統制化し、財政的援助を与える代

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

第三点は、教育の中立性という点を堅持いたしておる点でございまして。今日やともすれば、教育がある特定の政党的意思によつて左右されるがごとき現象を呈したり、誤解を招くような事象があるように見受けられるのでござい

償として、組織、教科内容、講師の選定、指導などを法的に束縛しようとする意図は、明らかにその自主性を蹂躪しておるのであります。このことは今日の逆コースの一念をたどる各報情勢の上に立つて見ますとき、青年をして国家主義的、官制の利用の具に供する危険性があると私も考えるのであります。

第四、次に今回の法案による青年学級の法制化は、全国一千三百万人に及ぶ勤労青年教育の本質的な、しかも根本的な解決策になつていないのであります。すなわち勤労青年の教育というのは、学校教育と社会教育との両面から総合的に検討すべきであるとの考えを私も持つておるのでございまして、この法案が、これを単に社会教育のわく内のみで固定して、不完全な貧困な施策をこさらに体系づけようとするのが大きな不満の一つでございします。

第五、最後に、もつと大きな問題がございします。それは青年学級を統制化することによつて、自主的の青年運動の上に強大な圧力と拘束が加えられ、その発展が阻害されるということとでございします。このことは過去の歴史を見ましても、明治のころ自主的な夜学会が設けられたのでございします。そしてこの自主的な夜学会なるものが実業補習学校になり、青年訓練所と合併いたしました。青年学校となつたことは御承知の通りであります。青年学校となつたその当時の青年団は、どうでございしたか。明らかに官制化された青年団であつたことから申し上げても、今回の青年学級なるものが、行く／＼はこういうような運命をたど

るであらうことは、歴史の大きな教訓として私どもに示しておるのでございします。

なお私は、前田委員から御提示になりました修正案について、この際一言いたしておきますが、前田委員の修正案は、原案の官制的な御用法案を修正しようという、その御熱意はよくわかるのでございします。しかしてこの点については、慎重に検討いたしましたのでございしますけれども、御提出になられましたあの程度の修正では、以上申し上げました根本的な欠陥の是正に不足すると思ひますので、遺憾ながら賛成できないのであります。

以上をもつて反対の討論といたします。(拍手)

○前田(衆)委員 私は日本社会党を代表いたしました。わが党が提出いたしました修正案に賛成し、その修正案を含まざるすべての原案等については反対するものであります。

修正の点につきましては提案の理由で説明申し上げました通りであります。が、われ／＼はこの修正について、ただこの二点だけの修正で事足れりとは考えたものではございしません。なおほかにも数箇所の修正すべきものがありとは考えましたが、できるだけ各党間の調整を考へて、現代の青年教育について真に自主性を尊重し、現代の青年のはつらつたる元気を萎縮させないようになければならぬという点に重点を置いて、この二点に集約して参つたのであります。従つて、この二点を含んだ修正案によつての全体の法案が成立いたしますに相なります。ならば、不満足ながらわれ／＼は賛成をするという意思表示をしなければならぬのであります。しかしながら賛成論の中にもありましたように、ある人の中には、教育の中立性について危険性があるから罰則が必要であるというふうな論議をなされたのであります。かようなことが堂々と論議をされること自体が、私はこの第三条を法文のまま正しく運用されるかどうかという点にきつめて疑義があるものであります。そういうことを、完全にというところには行かないにいたしました。もう一つ、逆コースの方向へ持つて行こうとされることは、まあ／＼この二つの点で、どうか防げるのではないかと、う点で、われ／＼は修正案を提出したのであります。いろいろ各党間に賛成する方にいたしました。今の当局の態度についていろいろ注文をつけなければならぬほど、現在の当局が青年の現代の思想において合致するかどうかということについては、相当私は疑義を抱くのが当然だと思ひます。日青協の諸君が猛烈に反対をいたしました。この反対をされておる諸君に、少しでもこういう点で私らは納得いたしてもらいたい。も

らぬのであります。また、この二つの点で、どうか防げるのではないかと、う点で、われ／＼は修正案を提出したのであります。いろいろ各党間に賛成する方にいたしました。今の当局の態度についていろいろ注文をつけなければならぬほど、現在の当局が青年の現代の思想において合致するかどうかということについては、相当私は疑義を抱くのが当然だと思ひます。日青協の諸君が猛烈に反対をいたしました。この反対をされておる諸君に、少しでもこういう点で私らは納得いたしてもらいたい。も

らぬのであります。また、この二つの点で、どうか防げるのではないかと、う点で、われ／＼は修正案を提出したのであります。いろいろ各党間に賛成する方にいたしました。今の当局の態度についていろいろ注文をつけなければならぬほど、現在の当局が青年の現代の思想において合致するかどうかということについては、相当私は疑義を抱くのが当然だと思ひます。日青協の諸君が猛烈に反対をいたしました。この反対をされておる諸君に、少しでもこういう点で私らは納得いたしてもらいたい。も

らぬのであります。また、この二つの点で、どうか防げるのではないかと、う点で、われ／＼は修正案を提出したのであります。いろいろ各党間に賛成する方にいたしました。今の当局の態度についていろいろ注文をつけなければならぬほど、現在の当局が青年の現代の思想において合致するかどうかということについては、相当私は疑義を抱くのが当然だと思ひます。日青協の諸君が猛烈に反対をいたしました。この反対をされておる諸君に、少しでもこういう点で私らは納得いたしてもらいたい。も

らぬのであります。また、この二つの点で、どうか防げるのではないかと、う点で、われ／＼は修正案を提出したのであります。いろいろ各党間に賛成する方にいたしました。今の当局の態度についていろいろ注文をつけなければならぬほど、現在の当局が青年の現代の思想において合致するかどうかということについては、相当私は疑義を抱くのが当然だと思ひます。日青協の諸君が猛烈に反対をいたしました。この反対をされておる諸君に、少しでもこういう点で私らは納得いたしてもらいたい。も

しという論者です。新憲法を基礎にする教育は、私はまだほんとうの教育にはならぬと考へております。今の新憲法を基礎にすれば、再軍備問題について、社会党の左派に有利になる教育になるようにできておるといふことは、私は認めなければならぬ。(笑聲)しかし教育の中立性という立場から、憲法の行き過ぎは是正し得る。その意味において、中立性を極端に押し進めるこの青年学級振興法案に賛成いたしません。ただ十七条の刑罰規定であります。私は教育者の刑罰は、ほんとうは好みません。これは抜かざる宝刀と心得まして、あくまでも適用しないので、万やむを得ざる場合にのみ適用するといふ条件において、賛成の意を表します。

○辻委員 小林信一君。○小林(信)委員 最近出される教育法案の中に、振興法がたくさん出るののでございします。これがたくさん出ることは、決して喜ぶべきことではない。もつと基本的な教育政策が確立しておれば、こういうものは出す必要はないのじやないか、こう思ふのであります。確かに青年教育に対する国家としての配慮は、目下におきましては非常に重要でございします。こういう形で出されることを非常に遺憾に思ふものでございします。公民館制度、あるいは定時制高校が設けられておる。こういうようなときに、何ゆえにかかる措置をしなければならぬか。これは結局、できておるものに對しまして、政府が適当な措置をしない、だからこそ青年諸君が自発的に青年学級というものをつくつて、みずからの教育を高め、みずからの責任を遂行しようとするものでございします。これを簡単に、自然発

生的なものであるから取上げなければいけないというふうなことは、みずからの責任を回避しておるものであると言わなければならぬのでございします。こういう点からして、根本的に私は異議があるのでございします。

さらに経費の問題でございします。これに該当する青年の何百万という数を考えますときに、しかもその青年の前途に持つておる重大な使命を考え、青年の持つておる意欲を考えますときに、わずか七千万円を計上して事足れりというふうな考えを持つてに至つては、私はやはりこれに對しても不満を起さなければならぬ。一つには地方財政を苦しめて、地方財政の犠牲によつて青年教育をしようとする考えではないかと云々ざるを得ないのでございします。決して地方財政を苦しめるものではなく、地方と国家とが協力し合つて、青年を教育するものであるといふ御答弁を私は受けたのでございします。が、それでは青年の教育に對してどの程度の、どういう理想を持つて考えられておるのか。ここにまた疑点があるのでございします。結局教室と先生だけで、抽象的な議論を闊わして、青年に個性的なものを注入する以外にない。勤労青年に日本の産業を進展させるというふうな目的を考へる以上は、先ほどもどなたからか御意見がありましたように、もつと勤労青年の必要とする、勤労青年に与えなければならぬ施設を完備して、この法案が実施されなければならぬのでございします。それには少くとも、当初文部省が考へた十何億というふうな経費が計上されなければならぬのでございします。こういう点

からいたしまして、私はやはり不満足でございます。

さらに、この法案は非常に青年の自主性を考へておるという御意見があるのでもございますが、法案の中には全然ありません。ただ三十人の青年がより合つて、青年学級を設置してもらおうじやないかという意図があつた場合には、これが設置されるというだけのことであつて、これが一ぺん開設された以上は、どういふふうな運営されるか。すべて青年の意見というものは用いられず、一方的に理事者側、あるいは文部省等の意向によつて、これがいかようにもされる点が考えられるのでございます。もつと私は質問をして、文部当局の御意向を承らうと思つたのでございますが、時間がなかつたために許されなかつたのでございます。この学校を廃止する場合は、学生が著しく減少した場合と、その他の事情によつて教育委員会がこれを閉鎖することができるといふ規定があるのでございますが、われ／＼の考えるような青年教育が行われないといふようなことがあれば、その事情によつて、この規定により閉鎖することができるといふ点を考えますときに、決して青年の自主性を強力にこの法案が考へておるとは言えないのでございます。時の権力の見解が、これはおもしろくないといふような場合には、いかようにもこれが処置できるというような点を考へますときに、決して青年の考へておるような希望や要望に沿ふことはできない内容だと考へるのでございます。それから、いつでも私は申し上げるのですが、この法案の中に、今度は文部大臣の権限として、地方教育委員会

に對しまして、この青年学級のことに關しては指導助言ができるという規定ができておるのでございます。これはいよいよ文部省の意欲を漸次こういう部分から実現しようとする計画であることがうかがわれるのであります。私は先日、教育委員会法にはこの規定がないかどうかと言つたら、そちらの方から文部大臣の方に何か言われて、文部省設置法を詳しく調べられて、その中に、はつきり書いてある、文部大臣はこれによつて文部大臣の権限が明白であるといふことを言われておる。それがあつた以上は、あえてこの規定を盛る必要はないのでございますが、漸次各法案の中にこういうものが盛られることになりまふと、これは結局教育委員会法の精神を無視して、いよいよ文部大臣の権限というものが、地方教育委員会にも及び、青年学級にも及んで来るという点が明らかになつておるのでございます。こういう点からして、結局青年の自主性を主にしてこれを運営しようとするものでなく、ある意図に基いて、なるべく経費は少くして、何らかの意図によつて、政府が思うように教育しようといふことに將來ならぬとも限らぬのであります。こういう意味からいたしまして、私は反對するものでございます。

さらに修正案に對しましては、私たちの最も問題にしたところを摘出された修正でございますが、やはりこの修正もほんとうに形式的なものになつてしまつて、かえつて自主性を失うようなおそれがあるのでございます。これに對しても私は賛成できないのでございます。(拍手)

○辻委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。まず前田榮之助君提出の修正案について採決いたします。右修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○辻委員長 起立少数。よつて前田榮之助君提出の修正案は否決せられました。

次に本案について採決いたします。本案を政府原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○辻委員長 起立多数。よつて本案は、原案の通り可決いたしました。

〔拍手〕

なお報告及び報告書の提出については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認め、さうに決します。

○辻委員長 次に、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案を議題とし、質疑に入ります。天野公義君。

○天野委員 定時制のことに關しまして、二、三政府及び提案者に質問したいと思ひます。

現在、勤勞青年教育の重要性は、たゞいま御提出になつておりますこの法案にも掲げられておるのであり、私もまつたく同感でございます。年々全国中学校の卒業生百六、七十万人のうち、百餘万名はそのまま実社会に出てしまふのでございますが、この複雑な社会情勢を考へますとき、これら青年が長い社会生活をよりよく行うためには、どうしても働きつつ学ぶ制度をで

きるだけ完備してやることが、国家公衆団体の義務であることは申すまでもございせん。この見地からして、本法案の定時制教育、通信教育の振興策は、たゞいま本委員会が議決を見ました青年学級振興法案の精神とともに、まことに時宜に適したものと考へるわけでございます。これについて、まず文部省に先にお伺いしたいのでございしますが、政府はなぜ青年学級についてのみ振興法案を提出し、定時制、通信教育についてはその振興法案を同時に提出しなかつたか、これをまずお伺いします。

○田中(義)政府委員 御承知のように、定時制高校の教育は、学校教育法によりまして、学校教育の一環としてこれを施行いたしております。従つてただいまでもその根拠となる法律ははつきりいたしておるのでございます。なお、これに伴ひまして、本年度も、不十分ではございますけれども、その設備の補助等について、一部予算の決定をも見ようとしておる際でございます。従つてなおその振興のために、それを法制化することが望ましいとは考へましたけれども、他にも解決を要するいろいろの問題もありましたので、この際は、一応政府としてはこれを見合せて参つた次第でございます。

○天野委員 政府では、諸般の事情で、一応定時制をあとまわしにしようとお考へになつていたけれども、われ議員提出によつて、文部省は非常に助かつたといふことになると思つたのでございますが、それはさとおきまして、この青年学級と定時制高校との關係は、いかにあるべきものとお考へてございますか。

○田中(義)政府委員 ただいま申しましたように、定時制高校は、学校教育の領域において、学校教育として勤勞青年の教育を行つておるのでございします。青年学級は、社会教育の立場から、働きつつ学ぶような制度を主眼とするものでございます。従ひまして、学校教育と社会教育と両々相まみまして、勤勞青少年の教育を十分にいたして行きたい。かように考へておる次第でございます。

○天野委員 勤勞青年教育については、この青年学級と定時制のほかに考慮を要するいろいろの案件があると思はれるのでございますが、もしありとすれば、どういふ方法でこれをやつて行きたいとお考へになるのでございしますか。

○田中(義)政府委員 勤勞青少年教育につきましては、ただいま申し上げましたように、学校教育の面で定時制高校並びに通信教育の拡充の問題もございします。また社会教育の面から、青年学級の教育の問題もございしますが、なお内容的に考へますときに、視聴覚による教育、特に教育放送によるもの——スクール・エクステンションと申しておりますもので、学校出張講座にあたるものでございしますが、そういうふうなもの、あるいはまた大学における夜間教育というふうなものも相當重要な関連を持つものとお考へております。

○天野委員 次に伺ひたい点は、先年来、内閣に青少年問題協議会というものができておるといふことでございしますが、青少年の不良化防止をその仕事として承知いたしております。この協議会と文部省との關係はど

のようになつておるのでございますか。またこれが最近法制化の話もあるように思うのでございますが、文教行政機関の一種と目される点はないのかどうか、それらの点をお伺いしたいと思います。

○田中(義)政府委員 青少年問題協議会は、御承知のように、現在総理府関係において設置されておまして、青少年の不良防止等の問題を中心に、青少年に関する各種の問題を、官庁間において相互連絡協議して、その対策を進める。かようなことで設置をされ、運営をされておまして、文部省もその関係官庁の一つとしてこれに係官を加え、そうして常時連絡をとつて、その討議に参加をし、進めておる次第でございます。なおその法制化につきましても、ただいま本国会に提案され、審議されておると承知いたしております。

○天野委員 青少年不良化の問題は、後日時間がありましたら、ゆつくりとひとつ文部当局にいろ／＼とお伺いしたいと思つておるのでございますが、次に質問を進めまして、定時制のこの法案の第五条の国の補助を、設備についてのものと理由を提案者に御質問したいと思つた。地方財政の窮乏の事情を見、また勤労青年の勉学である以上、通学の便をはかつて、各町村にとにも設置する必要があると考えられるときにおきまして、最低限度の建物をも補助の対象にすべきではないのであるか。この見地に立つて、提案者の御答弁と、それについての政府の御所見も伺いたいと思つた。

○中川源一郎君 第五条の設備でございますが、御承知の通り定時制教育は

府県立が多々ございます。しかしながら町村の経費でもつて施設、設備を行つておるものが多いと存じます。町村の方では義務教育に非常に今日まで没頭して参りまして、地方財政が枯渇しております折から、設備、施設を十分に施すことができないというふうな状態でございます。先日提案の理由で申し上げましたように、はなはだしきものに至りましては、黒板と白黒だけしかない。あるいはミシン一台に家庭科の数十名の女生徒が寄つて実習をしておるというふうな、設備のできていないというものがたくさんあるわけでございますので、早く最低の高等学校としての設備を整えなければならぬと思つておるわけでございます。それが地方財政の枯渇の關係上できないという状態でございますので、設備をするものに対しては、広分の国家補助をいたしたいと思つておるわけでございます。また施設につきましても、何分中学校、あるいは小学校を併用しておる定時制の高等学校が多々ございまして、中学校の学級増というふうなものによりまして、その教室を中学にとりもどしたいというふうな向きを持つ地方が多々ございまして、また、はなはだしく腐朽したるものに対しては、改造及び修理を要するというふうなものもたくさんあるわけでございますが、これらに對しまして、せめて幾分の国家補助を支出していただくことが適當な措置であらうと私は深く存するわけでございます。何分国家財政の困難な折からでございますので、今回は施設の分に對しましては、御遠慮申し上げるというこにいたしましたような次第でございます。

府県立が多々ございます。しかしながら町村の経費でもつて施設、設備を行つておるものが多いと存じます。町村の方では義務教育に非常に今日まで没頭して参りまして、地方財政が枯渇しております折から、設備、施設を十分に施すことができないというふうな状態でございます。先日提案の理由で申し上げましたように、はなはだしきものに至りましては、黒板と白黒だけしかない。あるいはミシン一台に家庭科の数十名の女生徒が寄つて実習をしておるというふうな、設備のできていないというものがたくさんあるわけでございますので、早く最低の高等学校としての設備を整えなければならぬと思つておるわけでございます。それが地方財政の枯渇の關係上できないという状態でございますので、設備をするものに対しては、広分の国家補助をいたしたいと思つておるわけでございます。また施設につきましても、何分中学校、あるいは小学校を併用しておる定時制の高等学校が多々ございまして、中学校の学級増というふうなものによりまして、その教室を中学にとりもどしたいというふうな向きを持つ地方が多々ございまして、また、はなはだしく腐朽したるものに対しては、改造及び修理を要するというふうなものもたくさんあるわけでございますが、これらに對しまして、せめて幾分の国家補助を支出していただくことが適當な措置であらうと私は深く存するわけでございます。何分国家財政の困難な折からでございますので、今回は施設の分に對しましては、御遠慮申し上げるというこにいたしましたような次第でございます。

府県立が多々ございます。しかしながら町村の経費でもつて施設、設備を行つておるものが多いと存じます。町村の方では義務教育に非常に今日まで没頭して参りまして、地方財政が枯渇しております折から、設備、施設を十分に施すことができないというふうな状態でございます。先日提案の理由で申し上げましたように、はなはだしきものに至りましては、黒板と白黒だけしかない。あるいはミシン一台に家庭科の数十名の女生徒が寄つて実習をしておるというふうな、設備のできていないというものがたくさんあるわけでございますので、早く最低の高等学校としての設備を整えなければならぬと思つておるわけでございます。それが地方財政の枯渇の關係上できないという状態でございますので、設備をするものに対しては、広分の国家補助をいたしたいと思つておるわけでございます。また施設につきましても、何分中学校、あるいは小学校を併用しておる定時制の高等学校が多々ございまして、中学校の学級増というふうなものによりまして、その教室を中学にとりもどしたいというふうな向きを持つ地方が多々ございまして、また、はなはだしく腐朽したるものに対しては、改造及び修理を要するというふうなものもたくさんあるわけでございますが、これらに對しまして、せめて幾分の国家補助を支出していただくことが適當な措置であらうと私は深く存するわけでございます。何分国家財政の困難な折からでございますので、今回は施設の分に對しましては、御遠慮申し上げるというこにいたしましたような次第でございます。

○田中(義)政府委員 ただいま提案者から御説明がございましたが、文部当局といたしましては、現在定時制教育について最も急を要する問題の一つは、施設であるいは設備の点でございます。で、設備、施設どちらを先にというふうに考えることも困難なほど、両方ともまことに非常に貧弱な困つた状態にあるのでございまして、結局は財政の關係から国庫が補助いたすといひます。すなわち、両方ともこの際それらについての措置を考えるということは非常に困難でございますので、とりあえずともかく設備というところを取上げましたわけでございます。これは将来施設等についても、その充実をはかるべき現状にあると考えております。

○天野委員 もう一点お伺いします。私立学校についてはどうお考えでございますでしょうか、提案者のお考えを伺いたいと思つた。

○中川源一郎君 実は私どもの提案いたしましたこの案には、十三回は修正をいたしました。一番当初の私どもの成案は相当大規模なものでございまして、だん／＼削除いたしました。一番遠慮をいたしました法案がこれになつておるわけでございます。ついでに、私どもも、私立学校も必要なのがあると考えて、御承知の定時制には分校を含めて三千四百四十校ございまして、そのうちの二百余りが私立学校になつております。私立学校の方でもな／＼経営困難で、施設、設備に對しましては補助をもらいたいという希望が強いのであります。が、まず公立学校を充実させて、そしてさらにまた私立学校というふうな考えまして、財政の都合で、今回は遺憾ながら私立学校を削つておるわけでございます。

それといふ一つは、私学振興会法がございまして、昨年は三億九千万円の補助でありましたが、本年は十億にして、さらに五億増額をしまして十五億ということになつております。で、その六分五厘の利息等が私学補助のために使われておるわけでございます。そういうふうなものとにらみ合せまして、今回は私立学校を遠慮していただくということにいたしました次第であります。

○天野委員 議員提案で、定時制の法案がこゝまで出て参りました。その提案者各位の御苦勞、御苦心のほどに深く敬意を表しまして、質問を終ります。

○相川委員 ただいまの御質問に関連いたしまして、一点だけ、私のきわめて重要と思つたことをお伺いしたいと思つた。定時制の振興法案については私も根本的には賛成でございますが、せつ／＼こゝまで皆様が御苦勞なすつたのに、何ゆゑ私学を除外したかという問題であります。これは勤労学徒の立場から申しまして、これは国家の教育の大本から申しまして、公私を何ゆゑに区別をしたかというところは、国策としても、良心的にも私は納得できない。大体教育においては、国家の学校基準法にのつとて設けられた学校に、公私の区別をするというところはどうかという考えであるか。私、これは根本的に間違つておると思ふ。そういう考えを持つておられることは、あるいは過去においては、そういう頑迷な考えを持つたかも知れぬが、現在においてまでそういう考えを

持つておるということは、民主主義の日本においてまことに了解できないこととあります。いわんや定時制教育で、今お伺いすれば、私立の方はわずかに二百である。公立の方は三千もある。わずかに二百くらいのものを、何ゆゑに除外するか。私は国家の財政の苦しいことはかわりないと思ふ。この一點にも足りないものをなぜ削つたか、私はどうしても納得できない。これは根本問題において、どうしても反対せざるを得ない。ことに勤労学徒というものには燃ゆるような向学心はあるが、まことに貧乏な学生であります。金もない、時間もない、こういう人たちが、ただ燃ゆるがごとく向学心のために、何とかして教育を受けておるのであります。ですからこの連中は、昼は働いて、夜間のわずかな時間を利用して自分の勉学をやつております。十分でも遠いところにはな／＼行けない。で、きただけ近い学校に行きたいと思ふ。そうすれば、一番近いところに私立の学校がありますれば、私立の学校に学びたいと思ふのはあたりまえであります。そういうものをどうして除外されるか。私ははか／＼のごとき考えは絶対に賛成がでかぬ。また勤労学徒の立場からいつても、最も思想の健全な、まじめな学徒であります。こういう者を一人でも救つてやることはわれ／＼の任務である。それを私立の学校に行けば見てやらないというところはどうか。でも納得できません。あのわずかに一千万円くらいの助成金でございますが、どうせこれは、こわれた机やいすを直すとか、そのくらいのものでござい

持つておるということは、民主主義の日本においてまことに了解できないこととあります。いわんや定時制教育で、今お伺いすれば、私立の方はわずかに二百である。公立の方は三千もある。わずかに二百くらいのものを、何ゆゑに除外するか。私は国家の財政の苦しいことはかわりないと思ふ。この一點にも足りないものをなぜ削つたか、私はどうしても納得できない。これは根本問題において、どうしても反対せざるを得ない。ことに勤労学徒というものには燃ゆるような向学心はあるが、まことに貧乏な学生であります。金もない、時間もない、こういう人たちが、ただ燃ゆるがごとく向学心のために、何とかして教育を受けておるのであります。ですからこの連中は、昼は働いて、夜間のわずかな時間を利用して自分の勉学をやつております。十分でも遠いところにはな／＼行けない。で、きただけ近い学校に行きたいと思ふ。そうすれば、一番近いところに私立の学校がありますれば、私立の学校に学びたいと思ふのはあたりまえであります。そういうものをどうして除外されるか。私ははか／＼のごとき考えは絶対に賛成がでかぬ。また勤労学徒の立場からいつても、最も思想の健全な、まじめな学徒であります。こういう者を一人でも救つてやることはわれ／＼の任務である。それを私立の学校に行けば見てやらないというところはどうか。でも納得できません。あのわずかに一千万円くらいの助成金でございますが、どうせこれは、こわれた机やいすを直すとか、そのくらいのものでござい

出すべきものだと思ひます。私はその点、少くともそういうお心がけに對しては納得できません。提案者の明らかなる御答弁をお願いいたします。

○原田委員 お答えをいたします。相川君の御質問の趣旨は、われ／＼もまったく同感でございます。われ／＼もできることなら、この法案に私立の高等学校も入れたいと思つております。

またそういったのが本筋であると考えております。先ほど中川さんも御答弁になりましたように、現在私立の高等学校で定時制を行つておりますのが二百十一校、生徒が約六万人であります。それで、わずかなものであるから、これを入れることがいゝと考へておつたのでございますけれども、現在私立の高等学校に補助ないし助成の道を國家が今日まで講じておらない。ただ私立学校振興法に基いて私立学校の振興と助成をはかつておる、これが現在の状態でございまして、今日われわれは、この定時制の働きつつ學ぶというこゝと、これがほんとうの教育の行き方であると思つております。これに今まで國家が力を注がなかつた。これを獲得するために、まず振興法を出そう、法律を出そうと考へまして、最低限度の確保をいたしたのでございまして、私たち提案者の意図も、今相川先生の言われた御趣旨にまつたく同感であるということをお願いいたします。

○相川委員 提案者のお氣持は大体わかつたようでございますが、どうかひとつ定時制の教育については——大體基本的な法律も、公私を問わず一緒になつて出ておるのですから、私學も入れるようにお考え直しをお願いいたします。

う。どうせ一千万くらい金では、思うようなこともできないのは當然であります。ただいまも申ししますように、根本論としてもおかしいのです。どうせみな貧乏な、苦しい連中のやつておることでございますから、わずかな金をお互いにひとつわけ合つて、みんな少しずつでもやつて行く。將來はまたできるだけの予算を出してもらうように、みんなで努力をするというこゝとで、この際は、わずかな金をみんなでわけ合つて行く氣持が必要だと思ふ。どうかひとつ、その点お考え直しをお願いいたします。

○竹尾委員 相川委員のたゞいま申されたことは、いかにもごもつともであるし、また原田委員の御答弁もよくわかりましたが、これは提案する前に私學を入れるということにきまつておつたはずだが、これはどうなつたのですか。文部當局に伺いたしたいと思います。

○田中(義)政府委員 お話のように、当初の案としては私立學校も入つておつたわけですが、ところが、先ほど中川委員からも御答弁になりましたような事情で、最後の提案されましたものからは落ちた、こういうことでございます。

○辻委員長 本日はこの程度で散會いたします。  
午後零時三十六分散會

〔参照〕

青年學級振興法案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年八月四日印刷

昭和二十八年八月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局